

指名運用基準について

平成 13 年 4 月 10 日決裁
平成 29 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正

建設工事等に係る指名競争入札参加者の選定（以下「指名」という。）については、「三島市建設工事等業者資格審査委員会規程（平成 5 年訓令第 3 号）」により定められているところであるが、指名のより具体化・明確化を図る観点から運用基準を下記により定める。

記

1 指名しない場合

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。
- ア 三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 9 月 17 日制定）に基づく入札参加停止期間中である場合
 - イ 三島市長と三島警察署長とが平成 5 年 12 月 6 日に合意した「公共工事からの暴力団及びその関係者の排除に関する連絡協調体制の確立について」に基づく指名排除期間中である場合
 - ウ その他委員会で不適当と認める場合
- (2) 次のいずれかに該当する者は、改善されるまでの間、指名しないこと。
- ア 市発注工事等に係る請負契約に関して次に掲げる事項に該当し、該当状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる者
 - (ア) 工事請負契約書等に基づく工事関係者等に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - (イ) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入の強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請負契約関係が不適切であることが明確であること。
 - イ 市発注工事等について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導がありこれに対する改善を行わない状態が継続している者で、明らかに請負者として不適当であると認められるもの
 - ウ 賃金不払に関する労働省からの通報が市に対してある者で、当該状態が継続しており、明らかに請負者として不適当であると認められるもの
 - エ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

2 指名に当たっての勘案又は尊重すべき項目

(1) 地域的条件

営業所の所在地又は当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事等の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを勘案すること。

(2) 手持業務量

業務の手持ち状況からみて、当該業務の施工が可能かどうか総合的に勘案すること。

(3) 工事等経歴・技術者

ア 当該発注しようとする工事等と同工種等の工事等についての施工実績を勘案すること。

イ 発注予定工事等種別に応じ、当該工事等を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められるかどうかを勘案すること。

(4) 工事等成績

格付け後の当該年又は前年の三島市工事等検査基準に基づく工事等成績が優良であるかどうかを勘案すること。

(5) 安全管理の状況

ア 工事施工中等の安全管理の状況が優良である場合は尊重すること。

イ 格付け後の市発注工事について、死亡者等の事故発生があった場合は勘案すること。

(6) 労働福祉の状況

ア 市発注工事について、建設業退職金共済組合等との退職金共済契約の締結及び証紙の購入、貼付等の状況を勘案すること。

イ 建設労働者の雇用・労働条件の改善に対する取組み状況を勘案すること。

(7) 指名回数

特定の業者に偏しないよう指名回数のバランスを総合的に勘案すること。

(8) その他

その他委員会で必要とする事項を勘案すること。